

## ① ストックマネジメント実施の基本方針

【状態監視保全】	…	機能発揮上、重要な施設であり、調査により劣化状況の把握が可能である施設を対象とする。 (管渠(自然流下管)、躯体、機械設備など)
----------	---	---

※ 状態監視保全とは、「施設・設備の劣化状況や動作状況の確認を行い、その状態に応じて対策を行う管理方法をいう。

【時間計画保全】	…	機能発揮上、重要な施設であるが、劣化状況の把握が困難な施設を対象とする。 (管渠(圧送管)、消火災害設備、電気設備など)
----------	---	---

※ 時間計画保全とは、「施設・設備の特性に応じて予め定めた周期(目標耐用年数等)により対策を行う管理方法をいう。

【事後保全】	…	機能上、特に重要でない施設を対象とする。 (仕上げ、防水、建具、金属物、建築設備、汚水ポンプ、付帯設備など)
--------	---	---

※ 事後保全とは、「施設・設備の異状の兆候(機能低下等)や故障の発生後に対策を行う管理方法をいう。

備考) ストックマネジメントの実施にあたっての、施設の管理区分の設定方針を記載する。

## ② 施設の管理区分の設定

## 1) 状態監視保全施設

## 【管路施設】

施設名称	点検・調査頻度	改築の判断基準	備考
管渠 マンホール	点検は5年に1回 調査は点検で異常が見られたとき	管渠:緊急度I及びII マンホール本体:緊急度I及びII	腐食環境下 (最重要施設 ・重要施設)
管渠 マンホール	点検は10年に1回 調査は点検で異常が見られたとき	管渠:緊急度I及びII マンホール本体:緊急度I及びII	一般環境下 (最重要施設)
管渠 マンホール	点検は15年に1回 調査は点検で異常が見られたとき	管渠:緊急度I及びII マンホール本体:緊急度I及びII	一般環境下 (重要施設)

## 【処理場・ポンプ場施設】 ※貯留施設等を含む

施設名称	点検・調査頻度	改築の判断基準	備考
自動除塵機	標準耐用年数(15年)に1度程度または日常点検にて不具合が見られた際	診断結果が健全度2以下の設備	
主ポンプ設備	標準耐用年数(15年)に1度程度または日常点検にて不具合が見られた際	診断結果が健全度2以下の設備	
汚泥かき寄せ機(初沈)	標準耐用年数(15年)に1度程度または日常点検にて不具合が見られた際	診断結果が健全度2以下の設備	
送風機	標準耐用年数(20年)に1度程度または日常点検にて不具合が見られた際	診断結果が健全度2以下の設備	
機械式エアレーション装置	標準耐用年数(15年)に1度程度または日常点検にて不具合が見られた際	診断結果が健全度2以下の設備	
散気装置	標準耐用年数(10年)に1度程度または日常点検にて不具合が見られた際	診断結果が健全度2以下の設備	
汚泥かき寄せ機(終沈)	標準耐用年数(15年)に1度程度または日常点検にて不具合が見られた際	診断結果が健全度2以下の設備	
汚泥かきとり機	標準耐用年数(15年)に1度程度または日常点検にて不具合が見られた際	診断結果が健全度2以下の設備	
汚泥かき寄せ機(濃縮)	標準耐用年数(15年)に1度程度または日常点検にて不具合が見られた際	診断結果が健全度2以下の設備	
機械攪拌機(消化タック)	標準耐用年数(10年)に1度程度または日常点検にて不具合が見られた際	診断結果が健全度2以下の設備	
余剰ガス燃焼装置	標準耐用年数(10年)に1度程度または日常点検にて不具合が見られた際	診断結果が健全度2以下の設備	
汚泥脱水機	標準耐用年数(15年)に1度程度または日常点検にて不具合が見られた際	診断結果が健全度2以下の設備	
躯体	10年に一度程度視覚調査または視覚調査により異常確認時は、はつり調査	診断結果が健全度2以下の設備	

2) 時間計画保全施設

【管路施設】

施設名称	目標耐用年数	備考
圧送管	標準耐用年数の1.0倍	

【処理場・ポンプ場施設】 ※貯留施設等を含む

施設名称	目標耐用年数	備考
消防災害防止設備	標準耐用年数の2.0倍	
電気設備	標準耐用年数の1.0～1.5倍程度	

備考) 施設名称を「下水道施設の改築について(令和4年4月1日 国水下事第67号 下水道事業課長通知)」の別表に基づき記載する場合にあっては、大分類、中分類、小分類のいずれで記載しても良い。

※不具合がある場合、目標耐用年数未達でも改築とする。

3) 主要な施設の管理区分を事後保全とする場合の理由

【管きょ施設】

管きょ

【汚水・雨水ポンプ施設】

ポンプ本体

—

【水処理施設】

送風機本体もしくは  
機械式エアレーション装置

—

【汚泥処理施設】

汚泥脱水機

—

③ 改築実施計画

1) 計画期間

令和 6 年度	～	令和 10 年度
---------	---	----------

2) 個別施設の改築計画

【管路施設】

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
処理区・ 排水区 の名称	合流・ 汚水・ 雨水の別	対象施設	布設 年度	供用 年数	対象延長	概算 費用 (百万円)	備考
名瀬処理区	汚水	管渠	1988	35	178.63	65	①著しい腐食
名瀬処理区	汚水	マンホール蓋	1986	37	15基	7	①著しい腐食
名瀬処理区	汚水	マンホール本体	1986	37	22基	113	①著しい腐食
合計						185	

【処理場・ポンプ場施設】 ※貯留施設等を含む

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
処理場・ポンプ場等の名称	合流・汚水・雨水の別	対象施設	設置年度	供用年数	施設能力	概算費用(百万円)	備考
名瀬浄化センター	汚水	消化ガス設備	1995	28	-	693.9	
名瀬浄化センター	汚水	反応タンク設備、送風機設備	1987	36	-	479.7	
小浜汚水中継ポンプ場	汚水	受変電設備	1988	35	-	36.0	
朝仁汚水中継ポンプ場	汚水	受変電設備	1990	33	-	16.1	
小宿汚水中継ポンプ場	汚水	沈砂池設備	1992	31	-	31.8	
小宿汚水中継ポンプ場	汚水	受変電設備	1992	31	-	22.0	
輪内汚水中継ポンプ場	汚水	沈砂池設備	1992	31	-	33.5	
大笠利浄化センター	汚水	主ポンプ設備	1999	24	-	29.9	
					-		
合計						1342.9	

備考1) 改築を実施する施設のうち、②1)において状態監視保全施設もしくは時間計画保全施設に分類したものを記載する。

備考2) 対象施設には、改築を行う部位、設備名称を記載する。記載に当たっては、「下水道施設の改築について(令和4年4月1日 国水下事第67号 下水道事業課長通知)」別表の中分類を参考とする。

備考3) 「下水道施設の改築について(令和4年4月1日 国水下事第67号 下水道事業課長通知)」別表に定める年数を経過していない施設については、備考欄において、同通知に定める「特殊な環境により機能維持が困難となった場合等」の内容について、以下の該当する番号及び概要を記載する。

- ① 塩害など避けられない自然条件あるいは著しい腐食の発生など計画段階では想定しえない特殊な環境条件により機能維持が困難となった場合
- ② 施設の運転に必要なハード、ソフト機器の製造が中止されるなど、施設維持に支障をきたす場合
- ③ 省エネ機器の導入等により維持管理費の軽減が見込まれるなど、ライフサイクルコストの観点から改築することが経済的である場合及び地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に規定する「地方公共団体実行計画」、エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)に規定する中長期的な計画等、地球温暖化対策に係る計画に位置付けられた場合
- ④ 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水を処理することができる方法より高度な処理方法により放流水質を向上させる場合
- ⑤ 浸水に対する安全度を向上させる場合
- ⑥ 下水道施設の耐震化を行う場合
- ⑦ 合流式下水道を改善する場合
- ⑧ 浸水に対する安全度を向上させる場合
- ⑨ 下水道施設の耐水化を行う場合
- ⑩ 樋門等の自動化・無動力化・遠隔化を行う場合
- ⑪ マンホール蓋浮上防止対策を行う場合
- ⑫ 合流式下水道を改善する場合

備考4) 改築事業の実施にあたっては、別途、詳細設計等において、効率的な手法等を検討すること。

④ ストックマネジメントの導入によるコスト縮減効果

概ねのコスト縮減額	試算の対象時期
管路施設 260百万円／年	
処理場・ポンプ場施設 267百万円／年	100年
合計 527百万円／年	

備考) 標準耐用年数で全てを改築した場合と比較して、②に基づき健全度・緊急度等や目標耐用年数を基本として改築を実施した場合のコスト縮減額を記載する。